新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための警戒段階別方針（BCP; Business Continuity Plan）教職員用R4-0922版

●R4年９月２２日　　新レベル【　２　】

判断基準 1. 学内関係者の発生がない時期は、【B 宮崎県】をもとにレベルを判断する. 2. 学内関係者の発生または濃厚接触者がいる場合は、【A 学内状況】をもとにレベルを確認し、1.で判断した【B宮崎県の状況】を合わせて総合判断する.			研究・教育活動	大学運営 「体調・行動歴」体調確認及び行動歴等をさす						その他 非常勤講師の対応；事務局 特別講師の対応；科目責任者		
新レベル	A　学内状況 学生及び教職員 ・感染者 ・濃厚接触者 ・クラスター	B　宮崎県 宮崎県	教職員	教職員の 勤務形態	会議等 （学外からの 参加者含）	大学主催の 研修・イベント等 センター事業等	図書館	施設貸出 講堂・体育館等	入試関連 学部・別科・ 大学院・認定	教職員の県外との往来 （教職員の出張、兼業、 私的訪問等） ※実習を担当する教員は、実習施設の実習要件を遵守する	教職員の同居家族の離県や 県外にいる家族・親族・友人等 との接触	学外者(学外講師等/業者等)への対応
	□　平常時	□　感染症の発生なし	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り
1	□　感染者なし □　学内での感染拡大リスクなし	□　警報なし （県内で感染者は発生している） または、 □　レベル1 （医療警報） ※県内の感染が継続している状況であり、感染対策を継続する必要がある段階	感染対策を実施して活動.	感染対策を実施し、通常勤務 ★陽性となった教職員は、療養期間の7日間(最短)は入構できない。 ★教職員等の同居者が陽性となった場合、当該教職員は濃厚接触者となり5日間の自宅待機とする。 濃厚接触者が市販の抗原定性検査キット(薬事承認済)を用いて、自宅待機2日目と3日目に陰性を確認した場合は、3日目からの出勤を可能とする。 この場合、抗原定性検査キットの陰性の写真を対策本部(t-honb@mpu.ac.jp)へメールで提出し、出勤可の指示を得た後に出勤する。 ★陽性者及び濃厚接触者は、在宅勤務手続きは不要とするが、対策本部及び上司へ速やかに報告する。	感染対策のうえ実施 学外からの参加者は、体調確認表の提出を求める. 学外からの参加者は、事務局で体調確認を行い、visitorプレートを首からかけて入館する。	感染対策を遵守し研修およびイベント開催. 学外からの参加者は、体調確認表の提出を求める. 学外会場におけるイベント・研修等は、会場における感染対策を実施していることを確認し、開催可.	★学内関係者 通常通り貸出、利用可 利用時間 ［平日］　9時-20時まで （長期休業期間は9時-17時） ［土曜日］ 9時30分～17時 ［日曜祝日］ 利用不可 ★学外者（新規利用含む） 貸出・閲覧席の利用可 （小学生は保護者同伴） ただし、以下のルールに従える方のみ ・来館前の健康観察（来館時記入） ・来館時の検温・マスク着用	・感染対策を実施することを条件に学外へ貸し出し可(参加者全員がマスク着用できることは必須条件) ・学外者による学会・イベント等の実施に際しては、感染対策チェックリストの遵守を依頼する. 貸出不可のケース ・参加者名簿を作成できないイベント等 ・参加者全員のマスク着用ができないイベント及びスポーツ（マスクを着用しないため）	感染対策を行い、入試を実施 〈感染対策〉 ・受験生は体調確認とマスク着用 ・入館時の手指衛生 ・昼休み時間の換気を必ず実施 ・受験生同士の会話をできるだけ控えてもらう 〈受験できない者〉 ・発熱・咳等の症状がある者 ・COVID-19に罹患し、試験日までに治癒していない者	★実習指導の場合 ・離県は原則実習1週間前から禁止とする.（実習施設の指示に従う） ★通常（各人の責任において行動することを前提に離県届不要） 帰県翌日に無症状であれば、自宅待機は不要. 有症状の場合は、速やかに医療機関を受診し、検査を受け陰性であり、かつ症状が改善(解熱剤を使用せずに平熱)すれば出勤可とする。 ※感染拡大中(レベル2・3)は県内外にかかわらず3密が想定されるイベント等への参加は原則自粛	★実習指導の場合 ・県外からの来県者との接触は、原則実習1週間前から禁止とする.（実習施設の指示に従う） ★通常 ・来県者との接触などは、マスク着用など、基本的な感染対策を継続する.	・学外講師が来校する場合は、体調確認表の提出を求める. これに伴う非常勤講師の対応は、原則事務局とし、特別講師の対応は科目責任者とする ・業者等の入構前の受付対応は事務局に一元化 ・業者等へは来学前に体調確認表の提出を要請する ・出入り業者には、従業員の健康管理の徹底を要請する
2	□　感染者あり □　学内での感染拡大リスクなし. 又は、学年を超えての感染拡大リスクは限定的である.	□　レベル2 （医療緊急警報）										
3	□　感染者あり （クラスター含） □　学内での感染拡大リスクあり.	□　レベル3 （医療非常事態宣言） ※宮崎市が国のまん延防止等重点措置又は宮崎県が緊急事態宣言地域に指定されている場合を含む										